

利用にあたって

本書は、令和８年度に農業農村整備事業を実施するにあたり、本県で実施する事業の制度を要約したものです。制度の詳細など、不十分な点は、それぞれの要綱・要領を確認のうえ御利用願います。また、本県で実施していないため、本書に記載されていない事業制度もあります。

利用上の注意

事業名	令和８年度に本県で実施する予定の事業および新規制度の事業の主なものを掲載しています。
所管課班	①：事業実施に必要な調査計画を実施する担当班 ②：調査計画された事業を実施する担当班 ③①②の記載のないもの：調査計画および事業実施を担当する班
事業の内容	事業の主要事業内容
採択基準	事業採択基準のうち主なもの（離島地域の特例等本県に該当しないものは記載していない。）
負担割合	令和８年４月現在、負担割合の決まっていない事業については未定